

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第17号】

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.68」を「100分の6.53」に改める。

第6条第1号中「21,600円」を「20,700円」に改め、同条第2号中「10,800円」を「10,350円」に改め、同条第3号中「16,200円」を「15,525円」に改める。

第7条中「100分の2.8」を「100分の2.79」に改める。

第8条中「16,800円」を「17,400円」に改める。

第9条中「100分の2.18」を「100分の2.25」に改める。

第11条中「13,100円」を「13,400円」に改める。

第25条第1項第1号イ中「15,120円」を「14,490円」に、「7,560円」を「7,245円」に、「11,340円」を「10,868円」に改め、同号ウ中「11,760円」を「12,180円」に改め、同号エ中「9,170円」を「9,380円」に改め、同項第2号イ中「10,800円」を「10,350円」に、「5,400円」を「5,175円」に、「8,100円」を「7,763円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「8,700円」に改め、同号エ中「6,550円」を「6,700円」に改め、同項第3号イ中「4,320円」を「4,140円」に、「2,160円」を「2,070円」に、「3,240円」を「3,105円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,480円」に改め、同号エ中「2,620円」を「2,680円」に改め、同条第2項第2号ア中「2,520円」を「2,610円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,350円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「6,960円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。